

九大比文震災プロジェクト

シンポジウム（2012年3月8日）

「東日本大震災の現場を知る-震災後一年、そしてこれから」

【日 時】 2012年 3月8日（午後4時30分開演～8時50分終了）

【会 場】 アクロス福岡 7階 大会議室

第一部 講演

(4)秋元 理匡（弁護士、日弁連原子力PT事務局長）

「原発被害者救済活動の現状と課題」

司会：次にお話しいただきます秋元理匡さんは千葉第一法律事務所の弁護士であられまして、今回の事故を受けて日弁連の原子力プロジェクトチームの事務局長も務められておられます。それでは秋元さんよろしくお願いたします。

秋元：皆さんこんにちは。只今ご紹介いただきました弁護士の秋元と申します。私は日弁連の東日本大震災原子力発電所事故等対策本部というところで活動しておりますが、今回の震災は地震やそれに伴う津波にとどまらず、原発事故という、しかもこれだけの規模ということで、きちんと位置づけようということでこういうふうなことになっております。やや説明的なことを申し上げますと、各地の弁護士会あるいは日弁連が、こうした震災あるいは大きな災害がありますと、対策本部というのを作っているいろいろな対応させていただいております。災害はその時に必ずいろいろな紛争というのが出てまいりまして、たとえば津波で土地が流されて境界がわからなくなるですとか、そこでの財産がどうなるかとかです、さらにそこで残念なことに人が亡くなった場合となれば相続というものが発生したりとかです、まあそういったこと、様々な問題が、紛争の種が発生してくるものですから、それに対応するために、ということが主な活動の内容ですが、今回の場合には原発事故につきまして日々刻々もちろん変化してまいります、そのときに新しくわかることがあります。その範囲でどのように人が行動していったらいいのかということについても刻々意見表明等をしなければならない、そしてそのほかに、これは後でも説明いたしますが、加害者が明確にいる、そういった中で損害が発生しているということですので、じゃあこの責任というのをどのように追及していかなければならないか、そしてこれからこの社会はどういう風に考えていかなければならないか、特にエネルギー政策についてですね、そういったことについても意見表明を機動的にやらなければならないということで、こうしたプロジェクトチームを立ち上げ、活動しております。

最初にやや刺激的なスライドを用意させていただいたんですが、災害には災害の顔があると申します。阪神淡路の大震災、それから中越沖地震、それからこの東日本大震災ということにしても、それぞれいろいろな現れ方があります。そしてこの東日本大震災におい

ても、いわゆる被災三県、岩手・宮城・福島それぞれの場所、そしてその各県内でもまるで違います。そのほか茨城、私のいる千葉でも、それぞれに被害というものが出ています。でこの福島第一原発の事故に関しては、特に被害ということについては放射能被害だということによって様々なことが言われますが、私がここで気を付けなければならないというのは、先ほども申しあげましたが、加害者がいる、そういったことです。ですから被害がこれだけ甚大だ、未曾有だって言っても、誰がどのように責任を取らなければならないかということについてきちっと考えなければならない。またそれをきちっと考えないと、ストレートに国民負担っていうふうな問題、あとで国民負担がどういう問題かっていうことについても最後のほうで駆け足になるかもしれませんが触れさせていただきたいと思います。そういうことをきちっとまず考えて見据えていかないと、先ほど吉岡先生からどうしてこのような事故が起きたんだろうということをお大変詳しく、わかりやすくご説明いただきましたが、やや視点を変えて考えてみたのがこの図であります。

被害の実態・特徴、社会的構造、公害の教訓

先に被害ということから話をさせていただきたいと思いますが、左側にイメージのような概念図を作ってみました。左側のほう、やはり出発点は放射能汚染ということが中心になってくるわけですが、この地域の放射能汚染というのがどのようなものになるかといえますと、特徴として広い範囲で、しかも長期的で、今後いつまでどのようなことが起こるのが予測不可能だと、この三つの特徴があるという風に私は考えております。その結果どのようなことが起こるかといえますと、これから先にどのようなことが起こるか全く予測がつかない、それぞれの方々がそれぞれの判断で行動していきます。避難する方も出てきます。留まる方も出てきます。どのようにしたらいいのか、取引先、どういうふうに行動していったらいいのかわからない、様々なことで混乱します、実際混乱が起きてます。特に福島県浜通りといわれる地域については、そういうことで多くの方々が避難したことで、地域コミュニティが崩壊していくと、そういうことが起こってしまいました。十数万人ともいわれる避難者が出てきたことで、その方々というのは生業を奪われ、それから生活の場を奪われ、故郷を奪われと、そういうようなことになってきます。今後帰宅困難地域などと指定される地域が出てくるというようなことが言われていますが、今まで慣れ親しんだ場所、それからそこで先祖代々住んでいて子や孫をずっとそこで育ててきて命をそうやってつないできた、それぞれの世代がそれぞれで人格を形成し発展させてきたと。遊び、学び、それから仕事と、そういうようなおよそ人間らしい生活をする場所ってというのが土地との関係で在った。非常に自然に恵まれた地域で、そういう人間らしい活動ができなくなってしまった、根こそぎ奪われてしまったというのが、被害の全面性などと私はここで表現しています。

決してこれは天災で起きたことではなくて、様々な原因を先ほどご説明いただきましたが、起こるべくして起きてしまった、加害の原因があった、地震津波が起きたらこのよう

なことが起きるといふこと、それはある程度分かるはずだったし、わかっていればきちんと対策を取らなければならなかったと、しかしそれはそうしない社会の仕組みがあった、ということについて、これ右側に書いたものなんです。そこには原子炉メーカーそれから電子力会社、原子力資本と書いたのはそのことです。もちろんここは資本主義の社会ですから、利潤追求というのを私企業というの追求します。そしてそこに国家権力がどういった制度で規制したのか、規制しなかったのか、で実際にはそんな安全対策についての法整備というのは非常に不十分なもので、また審査体制も不十分なものだったということが様々言われています。そのことを糊塗するかのようになんか安全神話というのをふりまく。それは原子力資本もそうでしたし、行政機関もそうでした。それを実際に現場で支えているのは非常に危険な労働を強いられる原発労働、というのはさまざま報道されている通りですが、これも責任が一体どこにあるのかと、その人たちが事故にあった時にだれがどのように責任をとるのかよくわからない、そういう非常にあやふやな不明朗なところで働かされる人たちがいた。そして地域はいわゆる原子力マネーといわれるようなあるいは電源三法による交付金などでそこで地域経済が依存してしまった。そしてこういった原発による様々な周辺の事業で雇用が成り立っていた、地域がそれで依存していた、そこで被害者と加害者っていうのがよくわからないような形になってしまっている、そしてそうやって地域経済、地域コミュニティが成り立っていたところへこれだけの規模の被害が起きてしまったっていう、まあこれはざっくりとしたものですが、非常に複雑な構造を持っているものです。ただはっきりしているのは、被害が未曾有だとか何とかいろいろ言われますが、明確な加害者があって、この事故がこれだけの規模になることについてはそれなりの社会的な構造があったんだっていうことをここで言いたかったわけです。こういうものは今までもありました。資本と国家権力というものが相互に依存し合って環境を汚染した。今まで私たちはこういう現象を公害と呼んでいました。規模において未曾有だとは思いますが、この被害が起きた構造において私は未曾有だとは決して思いません。公害というのは今までもこの日本の社会で何度も繰り返されてきました。そのことをおそらくは行政機関、そういったところは、あるいは公害の加害企業である電力会社というのはベストプラクティスを得ていたんじゃないか、事故対策を見ているとそのような感じがしています。具体的などころはこれから述べていきたいと思えます。

若干被害のほうに話を戻していきますが、福島県、ここについては非常に広いところでありまして、事故前およそ200万の人たちが住んでいました。福島第一原発、第二原発のあった場所を示したものです。地元ではこの辺りを相双地域と呼ぶそうです。相馬の相馬と双葉郡の双葉で相双地域というそうです。このあたりが浜通りで、郡山、福島あたりを中通り、それから会津地方という風に言われるんですが、で警戒地域、警戒区域といわれた半径20キロ圏内はこういったところなんです。で30キロ圏内と。で東京23区と八王子っていうのを足すとだいたいこの避難区域、なかなかこちらのほうではピンとこないかもわかりませんが、そういった非常に広い地域、800平方キロというような範囲で人が

避難せざるを得なくなったと、そういうようなところであります。で10万以上の避難者の数というようなことが言われておりますが、これは文部科学省の審査会の資料によりますと、総避難者10万余り、うちいわゆる自主的避難者、区域外避難者は4万といわれています。避難区域の中の避難者というのは住民登録などで把握できるのでかなり正確な数字だとは思われるのですが、避難区域の外から避難した人というところについては八月頃に自治体が呼び掛けて名乗り出てくださいというようなことをしたんですが、それに対応したものなので実際のところはもっともっと多いのではないかと思われま。この避難者につきましては、この震災についてはほかの地域もそうだろうと思うのですが、非常に広域に避難されています。もちろん九州にも避難されてきた方が大勢いらっしゃると思う。ただ今までの日本の災害法制というのは災害救助法などがありますが、そうした広域避難というのを前提にした法体系になっておりません。ですからそこでどういうふうに生活をサポートしていくかということについては各自治体の判断で、それぞれの地域差が出てきているという、そういった問題もあります。原発事故そのもの、あるいは災害法制の脆弱さというものからいろいろな重層的に問題が生じているところ。そして放射能汚染というのはどの程度広がっているのかということなのですが、これは文部科学省の最近の資料からとったものです。やや色がわかりにくいものなのですが、青い色が濃いところほど放射能がやや弱いという、ちょっと変な感じなのですが、薄いところほど強いという、そういったところ。で、さすがにこの赤、黄色、緑と、この辺りは比較的放射線量が高いところなのですが、よく言われていますように原発から北西方向に向かって放射線量が高い地域があります。そしてこう見ますと、だいたい半径200キロ圏内というのがそれなりにこう放射線が降り注いでいる。私のいる千葉の柏あたりによくホットスポットが多いといわれていますが、この辺りですが、やはりこの地域の中では比較的放射線量が高いというところ。私の聞き取った避難者の中には、いわきからこの柏に避難して、よく聞いたら自分の住んでる元住んでいたところのほうが放射線量が高いことが分かったからやっぱりこっちに福島に帰ってきたという、そういう人までいます。ですから最悪のシナリオとかということが最近報道されましたが、半径250キロ圏内避難することも考えられたということもあつたやに聞いておりますが、それ自体今の現状を見ても考え方によってはおかしくもない考え方なのかなあというふうに思います。

で次に、実際に私が現地、特に福島ですが、そこで聞いた中身をいくつか紹介させていただきます。避難された方、それまでずっと原発は安全だといわれていたわけですから大丈夫だろうと思っていたが、この世の終わりと思ったと、爆発の様子を見てと。そして3月11日には原子力災害特別措置法上の避難指示というのが出ているんですが、その時は最初は津波で避難するんだって言われてるんです。で着のみ着のまま避難してたら帰れなくなった、そして人によってはどこに行くかよくわからないけれどもとにかくバスに。新潟とか今山形も大勢避難者を受け入れていますが、とにかくバスに乗ってたら新潟に行っていたとかですね。子供の被ばくが心配、差別にあった、とかですね。最

後のあたり非常に深刻な問題なのですが、賠償というのがなかなか進まない中でやはり福島に帰らなければ仕事がないというようなことでやむを得ず帰ったら、今度は残っていた人から、俺たちだって大変だったんだと、地元を捨てたお前たちが何してると、そういうような声がなかなか表には出てきませんが、地元でのそういった対立というか分断というか、そういうのは非常に根深いものがあるように聞いています。それを一生懸命乗り越える努力を本当に見えないところですが、みんながやっているところです。そのほか事業者についても、福島へ行ってみますと非常に自然が豊かなところで、農業と観光業というのが相当にあそこの産業としては重要なものだったように聞いています。それまで無農薬農法で頑張ってきたけれども土地も作物も放射能で汚染されてしまったとかですね、観光業については予約がキャンセルされた、福島というだけで買ってもらえないとかですね。最後に輸出と書いたのは福島の場合ではなく北海道で実はこれ聞いた話なんです、こういうこともありますという一つの〔例〕です。いつも海運で製品を運んできたが、太平洋航路はもうだめだといわれて日本海航路で運ぶように言われたと、そしたら燃料代ってバカにならないですと、そういう輸送費用、輸送コストなんですね。聞くとああこういうこともあったのかというようなことが、でもこれはやっぱり原発事故がなかったらこういうことはなかったよなあということが非常に大きなところまで広がっています。

放射能汚染、どういった特徴があるかということをご簡単にやりますが、どこにどういうふうにあるのがよくわからないというのが、これが放射能汚染の非常に厄介なところだろうと思います。ですからどこまで広がるのかわからないからこの人は見た目大丈夫かもしれないけれども実は放射能の影響はあるのかもしれないと、差別や風評被害といったものの原因になってきます。だから将来どんな健康被害が起こるのか本当にわかりません、不安の中で生活している方も大勢いらっしゃいます。でもいざ将来何かあった時に被ばくしている人と被ばくしていない人っていうのは症状で区別することができません。で放射能の被害っていうのは科学的に非常に不確実なところであって、100万分の1あるいは1000万分の1とかそういう風な数字で言われたとしても、いざ症状が起きた時に、これはあの時避難を遅らせたせいかもしれないとか、外で遊ばせていたせいかもしれない、将来子供に何らかの症状が出た時にそういう不安をこの周辺の住民の人たちというのはいつまでも抱えていると、まあそういったことになるわけですが。じゃあ結局科学的に解明できていないからじゃあどうするんだということなんです、一つ一つ社会的合意を形成して行って対策を考えていっていかねばならないんじゃないかなと、そういう風に考えています。だからこの社会的合意をきちんと形成していくためには正確な情報、それと風通しのいい空気っていうかですね、そういう風通しのいい社会っていうか、そういうふうなことが大事になってくるんだろうと。言いたいことが言える、被害の実態というのをきちんと言える、そしてそのことを言ったことで差別とか何とかということにならない、まあそういうふうなことが大事になってくるんだろうと思います。

そしてやや観念的な話が続いてしましますが、どんなことをじゃあ私たちが軸にして考

えていくかということなのですが、こういう加害者がいる、そして加害者というのは電力会社であったり場合によっては国家権力であったり、そういうようなことであるならば、この被害というのは被害者に何らか負担しなければならぬという道理はないだろうということ。特に地元の方からすると原状回復、まあこれは法律家の言葉ですが、要するに元の地域を返せ、という要求は非常に強いです。で、そもそも広島や長崎で、この社会というのは放射能がどれだけ恐ろしいものかということを経験しているわけですし、その時にもう原子力・核とこの人類社会というのは共存できないものだったということを経験三原則であれ何であれということこの社会は共有してはいたはずなのですが、残念ながらいろいろな事情でこの原子力開発が推進されていきました。そういう産業と被害者救済というのは天秤にかけられるべきではなかろうと、そういう風に考えれば、被害が起きたこと、その被害者に起きた被害というのはすべからず第一次的にはまず加害者である東京電力が責任を持ってきちっと賠償して、そのうえでどのように国民負担をしていくかという議論をしていかなければならぬだろうなというふうに思われます。また二番目にも改めて原状回復と書いたんですが、損害の賠償とか補償とかいうと、とにかく金銭要求ってということで議論がされがちなのですが、金銭では償えない被害というのがここでは起きているということです。環境汚染、それから地域コミュニティ、人と人との関係そのもの、故郷を奪われたということ、これどうするんだということ、どういうふうに受け止めたらいいかということ、真剣に考えなければならぬということだと思えます。軽々にどうしたらいいんだということをはいけぬのかもしれないんですが、まあ除染、あるいは除染できなければどこで生活の基盤を築くのが、そういうようなことがこの社会の中でこれから議論されていかなければならぬだろうと思えます。でこういったことを実現していくためには、まず被害者がきちっと声を出していかれるような社会でなければならぬってということで、当座の生活をまず安定させて、そのうえできちっと生活を支援していく、これが人道上まず必要だろうと思われます。福島大学の方が双葉郡の方々に実態調査をした例が報告されていますが、今避難されてる方の生活ってというのはほとんどの人がこの賠償金、補償金、仮払い金で何とかまかなっていると、そういう状態です。今までの生業を奪われた人たちってのが生活を安定させていくのに、まずはこの社会でどうにかしていかなければならぬ、まあそんなことを求められているという状況です。

冒頭に私、公害と言いましたが、そういったときにどういったことが起きるのかということが68年に宇井 純先生という方が『公害の政治学』というまあこれ新書サイズの本なのですが、公害の起承転結として紹介されていました。ちょっとこのことを先に触れて、一体この東日本大震災の後の原発事故でどんなことが行われているのかの一つの整理の材料にしたいと思えます。公害が発生して、原因究明のための努力がされると、いろいろな反論が出されて、被害についてそれはもともと加害者のせいではないんだという反論が出されて責任の所在が分からなくなる、そういう過程を経るんだということが言われています。じゃあこの原発事故はどうかというと、まあびったり当てはまるというほどではない

のですが、特に原因究明ということについては、放射線によるものだということはある程度はつきりすることは往々にしてありますので、ぴったりくるものではないのですが、無理やり当てはめてみました。原発事故が起きて、放射性物質が放出された、拡散された、環境汚染が起きたってということになると、様々な被害が出てきます。どんなことがその時言われたかということなんですが、風評被害という言葉が言われました。買わない消費者や取引先が悪いんでしょうかと、地震や津波のせいで破壊されたと、そんなことが言われました。直ちに健康に影響はありませんと、「怖がる人が悪いんです」と言いたいような、そんなことが言われました。でも放射能被害の特徴というのは先ほど申し上げましたようによくわからない、よくわからないからなるべくそこから退避しようとする行動をする人たちがいる。それから地震や津波のせいで家が壊れたとはいっても、そこに放射能汚染がなければ直せました。そこが立ち入り禁止区域にならなければ動物に荒らされることもありませんでした。そういうふうなことを考えたら、こういった反論ってというのはいずれも疑問符が付く、あるいは不当なものなのかもしれません。なぜこのようなことが起こるかという、そのことによって損害賠償を抑制したり、あるいはその後の事故対策についてコストを抑制する、あるいは健康管理などについても不十分なもので収めるとか、そういったものにつなげようとしているのではないか、こういう責任を不明確にしようとする動きというふうな目で見ると、こういった社会に流布しているいろんな発言というものは注意して聞かなければならない、そういうふうなことを考えた次第です。ですからやや刺激的なこれ言葉遣いになってしまいましたが、こうした反論提出については楔を打ち込んで行ってきちっと責任を明らかにしていく、こういう発言については気をつけて見る、まあそういう取り組みというのが私たち法律専門家も含めて様々な人たちが取り組まなければならない重要な課題になってくるんだろうなと思っております。

法体系・賠償手続き、現状と問題点

まあ私は法律家なのでやや法体系の話を説明したいと思いますが、こうした被害救済のためにはいくつかの法律があります。その中の一番よく使われる重要なものが原子力損害の賠償に関する法律というふうないうものがあります。そのほか避難区域の指定その他については一番下にありました原子力災害対策特別措置法、原災法などと略称されたりしますがそういったものがあります。この原子力損害賠償法については四つの特徴があるといわれています。無過失責任、一つ一つの事故原因を被害者の側で明らかにしなくても、損害を明らかにすれば、そして損害が事故のせいだということさえ明らかにすれば、賠償を受けられるというものです。そのほか、責任集中というふうに言われています。この事故原因については様々な当事者が出てくるわけですが、この事業を行っていた、今回の事故で言えば東京電力がまず第一次的な責任を負って、たとえば原子炉を造った GE だとか、あるいはそれに関与している日立製作所だとかそういったところは責任が免除されると、そういうような法律の構造になっています。で賠償責任について一事業者当たり最大で 1

億2000万円の保険を掛けなさいと、まあ全然足りないんですが、まあそういったことが言われています。そしてそれで足りなかったものについて国が措置をとると、そういう法律の構造になっております。

じゃあ実際にこの法律に基づいて救済を実現していくためにはどういった手続きがあるのかということなんですが、これもあまり詳しく説明すると時間ないかと思えますんで、上四つあります。直接東京電力に請求する方法、それから一番ハードなものになりますと、右側にありますが、訴訟・裁判ということがあります。その間に耳慣れない言葉かもしれませんが原子力損害賠償紛争解決センターと、そういうのがあります。まあこれは話し合いによる解決を進めていくと、そういうふうなものです。そのほか一定の事業者については仮払いというものがなされているということですが、これはあまり使われておりません。

でそれぞれについて簡単に、今どういったことが行われているのかという話をさせていただきます。東京電力は昨年九月から被害者に対して請求書を送りつけました。で非常にこれ評判が悪かったんですが、被害者用の請求書だけで60ページにわたるもの、でその説明のためのものが160ページとか、ちょっとした薄目の電話帳くらいの勢いのもんです。でこれを渡された、仮設住宅にいたあるいは避難所にいた避難者はこれを見てですね、こりゃだめだと。で高齢の方などはもうこれ開く気もしないと、まあそういった代物です。でそれを今度は開いてみますと、慰謝料・交通費・宿泊費というのが一回につきいくらまでですよということが印刷して刷り込まれています。私はこれについていろいろなことが報道されていますが、この大きな問題点というのは一番下に書きました、加害者が被害の範囲を決めているということだろうと思うんです。先ほども言いましたようにここには慰謝料一人月額10万円とかですね、そういうふうに刷り込まれているんです。被害者がどういうふうな被害実態で、どういう避難所で苦労して、プライバシーのない避難所、あるいは仮設に移ってあるいは借り上げ住宅に移って、借り上げ住宅に移ったらプライバシーは守られるかもしれないけれども今度は情報が全く来なくなったとかですね、そして知り合いや家族の家を借りたってということにしてもいろいろ気兼ねがあって何日もいられなくなってしまったとかですね、それぞれにはそれぞれの苦しみがあって、それに照らしてどういうことであれば十分な補償と言えるのか賠償といえるのかということをやるのが損害賠償実務、どんなことでもやるんですが。加害者のほうからそうやって印刷した刷り込まれた文字で賠償額を決めていく、これは実は今までの公害などでも同じように行われたことなんですが、加害者のほうが被害はこういうもんだと決めつけるような、そういうことは、要するに加害責任というのを抑え込む、まあそういったものなんだろうというふうに考えております。

で先ほど原子力損害賠償紛争解決センターというお話をしましたが、じゃあこの紛争の解決についてどういったことが制度として予定されているかということなんですが、文部科学省には紛争審査会というのを作るんだというふうなことが言われています。でそこでは和解の仲介ですとか、放射能というのは科学的に不確定で専門的な知見が必要だという

ことならば、どういうふうに解決したらいいのかということについて指針を策定するというようなことがこの審査会の目的とされています。で以前 JCO の臨界事故、これは 1999 年のものですがその時に一度作られました。今回の事故が起きた時でもいくつか回数分けて指針が策定されています。8 月 5 日の日に中間指針というものが策定されて 12 月 6 日の日にその追補というものが作られました。さらにいま第 2 次追補というものが準備されています。そしてこうした指針を参考にしながら紛争解決センターというのを文部科学省の中に作ってそこで話し合いによる解決を進めていこうということが準備されました。じゃあどんな被害の整理をされているかというのが次のスライドなんです、大きく三つに分類されています。政府指示が背景にあって起きた被害、それといわゆる風評被害、間接被害というものです。政府が避難を指示した、あるいは出荷を制限したというような場合には、それによって避難のための費用もかかりますし、避難のための苦難というのも起きてきます。仕事ができなくなれば給与損害というのも発生しますし、事業ができなくなればその損失も出てきます。それは割とわかりやすい話なんだろうと思います。そのほか、風評被害といわれているものが出てきます。政府指示に関するものというのはこの範囲でいわば放射能汚染があることが公認されたというようなことになるわけですが、そういった放射能汚染というのは明確じゃなくてもいろいろと放射能を恐れて回避行動をとることがある、そのために起きた事業損害などというものは風評被害だというような整理をされています。でそうしたことからさらに間接的に起きた被害というのも賠償されるべきだとそういうことが言われています。たとえば福島でしか生産していないような農産物をたとえば京都の高級料亭がそこで仕入れていましたと、でもこの出荷制限がかかってしまったためにそこではそういったものを出せなくなってしまった、とかですね。あるいは福島あの地域でしか作られていない事務用品、工業製品というのも結構あったようです。そういったものが今度は出荷できなくなった、遠くのところで、そういう間接被害ということもあるんだと、そういった整理をされています。非常に多様です、ですから。今こういう整理がされていますが、これに限定されているわけではないんだということが一応断り書きでされているということです。

で話し合いによる解決というのはじゃあどの程度進んでいるのかということで、おそらく最新情報は最近の日経の記事に出てたのがそうかなと思うんですが、1100 件余り（そろそろ 1200 件くらいになってるのかもしれませんが）が申し立てられて、和解が成立したのが 16 件だというふうに報じられています。10 万を超える人が避難したというふうに言われているながら、話し合いによる解決を申し立てられたのは 1000 件あまり、しかも解決に至ったのは 16 件あまりということで、なかなか困難です。そもそもこういう手続きがあるんだっていうことすらわかっていない、あるいは今でも仮設住宅に入ると先ほど見た東京電力の請求書の書き方といってもよくわからないとかですね、どのような手続きで救済を求めたいたらいいのかっていうことについても情報が行き渡っていないという実態があります。

そういう中で今度は避難区域が再編されようとしているということで、どんどん問題が

複雑になってきます。今まで警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域と区別されていて緊急時避難準備区域というのは9月末に解除されました。それが今度は4月にもということです。その時の放射線量に応じて帰還困難とか居住制限、避難指示解除準備区域などというふうにならざるを得ないと言われている。ただ実際には除染作業の見通しとかですね、そもそも原発がこれからどうなっていくんだということについて不明確なまま、もう避難指示を解除しますよ、帰ってきなさいというような動きが出てきます。住民感情とすればさまざま複雑な思いがあるだろうと思います。ここで私もそれについて軽々に評価を下すような、そんなことはとても言いたくもないし、言える話ではないのですが、はっきりしているのは、こういった除染作業や原発の現状について不明確なまま、十分な情報が行き渡らないままこういうことをやっていることには、賠償を抑制していく、加害責任を不明確にしていく、そういうことがあるんじゃないか、というふうに思われてなりません。

で今どんな仕組みで賠償が動こうとしているのかということについて最後にお話ししたいと思いますが、これもやや複雑な図にはなります。加害者としての東京電力がありますが、実際には東京電力の資産、まあ私たちもいろいろな資料を見て試算してみたんですが十数兆円くらいになるんじゃないかと、いろいろな様々な資産を持っているんでそれをきちんとお金に換えればそれくらいになるのではないかと考えられます。ただそれだけで今回の被害というのをきちっと賠償していくということは土台不可能ですので、国は原子力損害賠償支援機構というものを作りました。それはどういうものかということ、東京電力やほかの電力会社から負担金を集めてそのほか金融機関からの融資や政府からの国債による資金調達というのをしたうえで、そうしたそこで集められた賠償資金を東京電力のほうに提供する、そしてそれを被害者に賠償していくと、そういうようなことです。こうすることによって東京電力はいわば事業を継続しながら賠償していくと、そういうふうなことが可能になっていくということです。実は東京電力のこの事業によって利益を受けていた人はいろいろいます。役員、株主、それから融資をしていた債権者、それから製造業者、こうした人たちの責任追及というのは今のところはっきりしていません。この人たちは利益を受けたら受けたまんまというのが今の状況のようです。まあ最近株主代表訴訟と言いまし役員責任追及を提起した人たちがいますが、今後それがどういうふうになっていくのかというのはこの全体の中ではやや影響してくるところがあるかもしれません。こうすることによってどうなるかと言いますと、結局電力会社が事業をそのまま継続して、ということなので、国民に電力料金が転嫁されていく、そして結局政府が発行している国債というのは税金でそれは賄うものですから、国民負担にこのままなってしまう、で東京電力はしっかり事業を継続する。今でも仮設で苦労されている方々が大勢いらっしゃいます。双葉町の人たちの中には埼玉に避難してらっしゃる方々がいますが今でも学校の教室で避難生活を送られています。そういう中でじゃあこの東京電力の事業を担ってきた人たち、幹部クラスの人たちは高額な給料を受け取り、ボーナスを受け取り、しっかり通勤できてい

ます。それで責任はどうなるんだろう、というふうな声は今上がっているところです。このまま放置していくと結局被害者とそうでない国民との間で対立が生じて結局被害救済が不十分になるのではないかと懸念するところです。

じゃあどうしたらいいんだってということなんですが、やはりこれは公正な賠償をしていくためには何度も言いますが加害企業である東京電力の責任というのを明確にしていかなきゃいけない、まず東京電力の資産をきちんと処分して、まず東京電力は解体的に出直していただいて、そうして初めて国民がこれをどのように負担するのかということがまともに議論できるようになるんだろうと思います。その時には考えなければならないのは、原子力発電というものはもうこれだけのリスクがあるものからは撤退していったらいい、そのためにはたとえばじゃあ電力自由化というような議論がいろいろありましたが、これは一つの試みの議論ではありますが、発電というのは自由化してこういうリスクの大きなところからはどんどん撤退していくと、そういうようなことを考えなければならないんじゃないかということです。

被害者救済に向けた短期的課題・中長期的課題

でだいぶもう時間も押してまいりましたのでもう終わりにしますが、今必要なことってというのは、先ほど申し上げましたが生活支援、それから今後の健康不安にきちっと対応していくために健康管理体制、差別の防止、その前提となるような実態調査、そして事故原因の調査ということが今必要でいろいろなところで進められているところです。そして今日はまあ大学のシンポということでぜひとも多くの研究者の皆さんとここから先ぜひとも共同の作業というのをさせていただきたいと思うところですが、非常に広範でしかも根深い被害というのを受けています。こういうコミュニティが奪われたという、あるいは地域に根差した事業というのが根底から破壊されたという場合にはどんな被害の構造が起きているのか、これはおそらく経済学ですとかあるいは文化人類学的な知見というのが動員されなければならないんだろうと思います。そして今までどうしてこのような事故が起きるような社会の体制というのが起きてきてしまったのか、そしてそれとこれとの関係というのはどういうふうに説明されるんだろうか、まあそういったことが今後いろいろなところで研究される必要があるんだろうかと、そして今の短期的課題、中長期的課題というのがまさに被害者救済のための課題になっていくんだろうというふうに考えております。やや最後駆け足になりましたが私からの報告は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：どうも秋元さんありがとうございました。秋元弁護士は事故以降毎週のように福島に入られて現地で被災者の方たちの声を拾ってこられています。それを踏まえての、今後どうしていくべきか、加害責任を追及していきながら被災した人たちをどうやって救済していくのかという問題提起、私たちが何をしていくべきか、研究者として学ぶものとして

どうしていくべきかという大きな宿題も出されたと思います。